

浜田市美又温泉国民保養センター
指定管理者募集要項

平成 30 年 10 月
浜田市金城支所産業建設課

目 次

第 1 施設の概要	1
第 2 指定管理者が行う管理の基準	1
第 3 指定管理者が行う業務の範囲	1
第 4 指定期間	1
第 5 経理に関する事項	2
第 6 モニタリングに関する事項	4
第 7 リスク・責任分担に関する事項	4
第 8 応募資格に関する事項	6
第 9 募集・応募に関する事項	7
第 10 選定・協定締結に関する事項	10
第 11 指定までのスケジュール	13
第 12 添付資料	13
第 13 問い合わせ先	13

第1 施設の概要

- 1 名 称 浜田市美又温泉国民保養センター
- 2 所 在 地 島根県浜田市金城町追原 32 番地 1
(別紙 1「浜田市美又温泉国民保養センター位置図」参照)
- 3 敷 地 面 積 5,268 m²
- 4 延 床 面 積 2,916 m² (屋外施設を除く)
- 5 建 物 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 6 施 設 内 容 宿泊施設、温泉入浴施設、食堂、売店 駐車場 (50 台) 他
(別紙 2「浜田市美又温泉国民保養センター参考画像」参照)
- ※最大収容人数 (宿泊室A25 人、宿泊室B2 人、宿泊室C18 人、合宿
74 人)
- ※宿泊施設等の改修を平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの間で行
います。 (別紙 3「浜田市美又国民保養センター改修工事概要」参照)
- 7 開 設 年 月 昭和 44 年 10 月
- 8 施 設 所 管 課 金城支所産業建設課

第2 指定管理者が行う管理の基準

浜田市美又温泉国保養センター条例（平成 17 年条例第 299 号。以下「条例」という。）
第 4 条の規定によるもののほか、仕様書等に従って浜田市美又温泉国民保養センター（以
下「保養センター」という。）の管理を行わなければなりません。

第3 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 保養センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する
業務
- 2 保養センターの維持管理に関する業務
- 3 その他保養センターの運営に必要な業務

※指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の詳細は、「浜田市美又温泉
国民保養センター指定管理業務仕様書」をご覧ください。

第4 指定期間

平成 31 年 7 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（2 年 9 か月間）

※指定期間中であっても、本施設の運営を継続することが適切でないと認められるとき
は、指定管理者に対し、指定の取り消しをすることがあります。

第5 経理に関する事項

1 事業収支に関する考え方

保養センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者自らの収入として收受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金をもって施設を運営するものとし、市は施設管理・運営費用として指定管理料を支払いません。

(別紙4「浜田市美又温泉国民保養センター収支概要書」参照)

(1) 利用料金

条例に規定する利用料金は、指定管理者の収入として取扱います。利用料金は、市が条例で定める額を上限とし、指定管理者が市の承認を得て定めることができるものとします。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）による地方消費税（以下「消費税等」という。）は、利用料金の内税として取扱います。

また、規則等に規定する利用料金の減免や、收受した利用料金の還付も指定管理者が行います。なお、市は利用料金の減免・還付に係る利用料金相当額の負担は行いません。

指定管理者は、指定期間中に指定期間以後の使用に係る利用料金を預かった場合は、次期指定管理者にその利用料金を支払うこととします。

現在の利用料金を下回る利用料金を定める場合は、指定期間前に当該指定期間の使用許可を受けていた使用者に対し、改定前後の利用料金の差額を還付することとします。

現在の利用料金を上回る利用料金を定める場合は、指定期間前に当該指定期間の使用許可を受けていた使用者に対し、従前の利用料金で使用させることとします。

(2) その他の収入

指定管理者は、保養センターの指定管理業務の範囲で、施設の空きスペース等を活用した物販等事業や広告事業など、利用者サービスの向上につながる事業及び収入を提案することができるものとします。ただし、物販や広告掲載等に使用する場合は、行政財産の目的外使用となるため、市の許可及び使用料の納入が必要となります。

(3) 納付金の提案及び納付額

納付金を納付する考えがある場合は、申請者の提案額が納付金の額となります。具体的な支払い等に関する必要な手続き及び事項は協定書に定めます。また、納付金の額を変更すべき特別な事由が生じたときは、双方協議の上、決定するものとします。

(4) 施設管理・運営費用

施設管理・運営費用には、指定管理業務に伴う指定管理者の人事費、光熱水費、警備業務・設備保守点検業務・清掃業務等を外部委託した場合の委託費、修繕費、保険料、公課公租、一般管理費、その他全ての経費が含まれます。

なお、適正な管理の確保において、指定管理業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできないこととします。ただし、業務の一部について専門的な資格、技能をもつ第三者に委託または請け負わせる場合は、この限りではありません。

また、指定管理業務の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、すべて指定管理者の費用と責任において行うものとします。この場合、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び追加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び追加費用とみなし、指定管理者がこれを負担することとします。

指定管理者が利用料金収入により購入した備品については、市の所有となります。指定管理者が自らの提案により実施する物販・広告等の事業のために市へ納入する行政財産目的外使用料はここに含まれます。

(5) 修繕費・備品

市に帰属する施設、設備及び備品の修理・修繕費（以下「修繕費」という。）については、年間 1,300,000 円（消費税等を含む）とし、(4)施設管理・運営費用に組入れます。ただし、平成 31 年度の指定期間は 7 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 9 か月間となるため、年間 975,000 円とします。事業年度終了後に修繕費を精算し、余剰が生じた場合（市の設定額>指定管理者の支出額）は、残金を納付金として市に納付するものとします。

備品の修理・修繕については、1 件 100,000 円以下の場合は修繕費の中で負担していただきますが、1 件 100,000 円を超えるものについては、事前に市と協議し、指定管理者が修繕費の中で負担して修理・修繕するか、市が修理・修繕するか決定するものとします。また、施設及び設備に係る修繕費が 1 件 200,000 円以下の場合は修繕費の中で負担していただきますが、1 件 200,000 円を超えるものについては、事前に市と協議し、指定管理者に修繕費の中で負担して修理・修繕するか、市が修理・修繕するかを決定するものとします。

指定管理者の責めに帰すべき事由にあるものについては、リスク分担表のとおり、指定管理者の負担（修繕費の枠外）とします。なお、年間 1,300,000 円を超えた修繕費の指定管理者負担を拒むものではありません。

2 管理口座

指定管理業務に関する事業経費（利用料金等の収入も含む。）は、原則、申請者自体の口座とは別にし、保養センターの施設管理・運営専用口座で管理してください。ただし、運営上、申請者の既設口座を使用する必要がある場合は、別途協議するものとします。

3 収益等の帰属

- (1) 指定管理業務に伴う収益又は損失は、指定管理者に帰属するものとします。
- (2) 社会情勢の変動（大規模な外的要因に伴う需要変動）等、不可抗力による特別な事情があるときは、前項の規定に関わらず双方協議の上、収益等の帰属を定めることとします。

第6 モニタリングに関する事項

市は、保養センターの管理・運営が協定書に従い、適正かつ確実にサービスが提供されているかどうか等を確認します（以下「モニタリング」という。）。

指定管理者は、指定管理者の負担により、施設の適正な管理と利用者サービスの向上を目的とした利用者アンケートを実施してください。

その他、指定管理者が行うモニタリングに関する費用は指定管理者の負担とします。

第7 リスク・責任分担に関する事項

指定管理者は、指定管理業務の実施主体として責任を負うこととなります。自主事業に関するものはすべて指定管理者の費用と責任において実施することとなります。

市が想定するリスク分担は下表のとおりです。その他規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合は、双方協議によるものとします。

【リスク分担表】

項目	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
運営費の拡大	市以外の原因による運営費の増		○
需要の変動	市以外の原因による利用者数の減少等に伴う利用料金収入の減		○
	大規模な外的要因による利用料金収入の減	協議事項	
業務内容の変更	市の指示により新たに発生した業務内容等の変更に伴う経費の増	○	
	指定管理者による業務内容等の変更に伴う経費の増		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。)	※1	○
	市の責に帰するべき理由により生じた損害	○	※2
保険加入	天災、火災又は事故などの人為的な現象による施設等の損害に係る保険加入	○	
	指定管理業務のリスクに係る保険加入		○
周辺施設、住民及び施設利用者への対応	周辺施設との協調、施設の運営に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望等への対応		○
法令の変更	施設の運営に影響を及ぼすもの	○	
税制度の変更	施設の運営に影響を及ぼすもの	○	
	消費税等の率の変更によるもの		○
	指定管理者に影響を及ぼすもの		○

項目	内 容	負担者	
		市	指 定 管 理 者
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じたとき、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加費用負担	○	
不可抗力	天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他指定管理者の責めに帰すことのできない事由に伴う施設等の修復による経費の増	○	
	上記以外の不可抗力による増加費用の負担		協議事項
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの		協議事項
運営リスク	施設等の管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	修繕、保守点検等による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	温泉供給施設の定期的なメンテナンス(受水槽清掃など)に伴う温泉供給の一時停止		○
	故障や天災に伴う温泉供給の一時停止		協議事項
書類の誤り	仕様書など、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書など、指定管理者が提案した内容に誤りがあるもの		○
安全性の確保、環境の保全	施設管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急処理を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
指定管理業務の中止・停止	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	指定管理者の管理業務が不適当な場合の管理業務の停止又は指定の取消しによるもの		○
原状回復	指定管理者が施設等に変更を加えた場合の指定期間終了後の原状回復		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

※1 指定管理者の責めに帰すべき事由によって市が賠償した場合は、指定管理者に求償するものとします。

※2 指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合は、指定管理者がリスクを負うものとします。

第8 応募資格に関する事項

1 応募資格

応募資格は、指定期間において、安全かつ円滑に対象施設を運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とし、個人での応募は受け付けません。

共同事業体での応募の場合は、申請から協定締結までの間における代表構成団体及び構成団体の変更は認められません。単独で応募した団体等が共同事業体の構成団体になること及び2以上の共同事業体の構成団体となることはできません。

また、以下の各号に該当する団体等（共同事業体の場合は、全ての構成団体を含む。）は応募できません。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しているもの

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていないもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

オ 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しているもの

カ 浜田市税、消費税及び地方消費税、社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）を滞納しているもの

キ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしているもの

ク その他市長が欠格と認める事項に該当するもの

2 応募の条件

応募する団体等は、仮協定書の締結までに、市内に本店、支店、又は営業所等を置いているか、置こうとする予定であることを条件とします。

第9 募集・応募に関する事項

1 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。

- (1) 配布期間 平成30年10月22日（月）から平成30年11月22日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所 浜田市 金城支所産業建設課（浜田市金城支所1階）
〒697-0121 浜田市金城町下来原171番地

※市ホームページ（<http://www.city.hamada.shimane.jp/>）の「入札・産業支援情報（事業者の方へ）>募集情報>事業者募集」のページにも掲載しています。

2 現地説明会の開催

現地説明会を希望される団体等は、次のとおり申し込んでください。説明会は原則として申込者毎に行います。

なお、募集要項等の資料は配付しませんので、参加される団体等はご持参ください。

- (1) 受付期間 平成30年10月22日（月）から平成30年11月14日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出方法 現地説明会参加申込書（様式第7号）を持参するか、送付する旨を電話連絡の上、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 提出先 浜田市金城支所産業建設課（浜田市金城支所1階）
〒697-0121 浜田市金城町下来原171番地
TEL 0855-42-1233、FAX 0855-42-0990
メール k-sangyou@city.hamada.lg.jp

3 質問書の受付及び回答

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年10月22日（月）から平成30年11月14日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出方法 申請関係質問書（様式第8号）を持参するか、申請関係質問書を送付する旨を電話連絡のうえ、郵送、FAX又は電子メールで送付してください。
- (3) 提出先 浜田市金城支所産業建設課（浜田市金城支所1階）
〒697-0121 浜田市金城町下来原171番地
TEL 0855-42-1233、FAX 0855-42-0990
メール k-sangyou@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問者に対して受付後1週間以内に回答するとともに、市ホームページで質問内容及び回答を公表します（団体名等は非公表）。ただし、指定管理業務に関して申請者の創意工夫等を含む部分は公表しない場合があります。

4 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 浜田市美又温泉国民保養センター管理運営に係る事業計画書（様式第2号）
- ウ 浜田市美又温泉国民保養センターの管理運営に係る収支計画書（様式第3号）
- エ 宣誓書（様式第4号）
- オ 申請者の定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類
- カ 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※任意団体の場合は、団体の概要が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。
- キ 決算書類（前期・前々期）
※株式会社の場合は、会社法に定める計算書類として、貸借対照表・損益計算書・個別注記表・株主資本等変動計算書を提出してください。
- ク 事業報告書
※前期の事業概要が分かるものを提出してください（様式自由）。
- ケ 浜田市税（※1）、消費税及び地方消費税（※2）、社会保険料（※3）の滞納がないことが証明できるもの（納税証明書、完納証明書など）及び直近の労働保険概算・確定保険料申告書の事業主控え
 - ※1 浜田市内に本店・支店・営業所等を有する場合は、必ず完納証明書を提出してください。
 - ※2 管轄税務署で発行した消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（様式「その3の3」）を提出してください（該当がある場合のみ）。
 - ※3 健康保険及び厚生年金保険の両方について、納入先機関（日本年金機構、健康保険組合等）に依頼し、未納がないことを確認されたものを提出してください（該当がある場合のみ）。対象期間は直近2年間とします。
- コ 共同事業体で申請する場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式第5号）及び共同事業体連絡先一覧表（様式第6号）
※共同事業体にあっては、エからケまでの書類を構成団体毎に提出してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本（複写可）12部

- ※1 提出書類はア～コの順に並べ、ホッチキス留めはしないでください。
- ※2 コピーライタ実費（日本工業規格A3判までのものは、片面1枚につき10円）を負担される場合は、正本1部、副本1部のみの提出でも可とします。なお、市がコピーを取る場合、副本はすべてモノクロ印刷とします。

(3) 提出先

浜田市 金城支所産業建設課（浜田市金城支所1階）

※金城支所産業建設課への持参が難しい場合は、行財政改革推進課（本庁舎2階）への持参も可とします。

(4) 提出期限

平成 30 年 11 月 22 日（木）午後 5 時 15 分 必着

※1 郵送の場合は、簡易書留とし、上記期限までの必着とします。

※2 FAX 又は電子メールでの申請は不可とします。

5 注意事項

証明書類は、公募開始日前 3 か月以内に発行されたものに限りますが、いずれも複写で構いません。

なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、申請書類を受理しませんので、内容をよくご確認の上、提出をお願いします。

6 申請に関する留意事項

- (1) 1 団体（1 共同事業体）が複数申請することはできません。また、1 団体が複数の共同事業体に加わることもできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 申請の際に提出された書類の内容の変更、追加は受け付けません。また、当市が受理した書類等は、理由の如何にかかわらず原則として返却しません。
- (4) 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- (5) 申請書類の内容に虚偽があった場合は失格とします。
- (6) 市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止します。
- (7) 申請者が申請にあたって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うものとします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出書類については、浜田市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）に基づき、原則、開示の対象となりますので、ご了承ください。ただし、選定外となつた申請者の事業計画書（様式第 2 号）及び収支計画書（様式第 3 号）は不開示とします。
- (10) 申請を辞退しようとするときは、必ず辞退届（様式第 9 号）を提出してください。（この辞退届は仮協定締結までの期間における辞退に限るものとします。）

第10 選定・協定締結に関する事項

1 選定基準及び選定方法

(1) 資格審査

申請者から提出される申請関係書類に基づき、施設所管課において資格審査を行います。資格を満たさない場合は失格とします。

(2) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項に記載する事項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ その他不正行為があった場合

(3) 指定管理者候補者の選定方法

資格審査の後、市長の諮問を受けた浜田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）を行い、評価が高い順に申請者を順位付けし、市長へ答申します。市は答申を踏まえて申請者の中から指定管理者の候補者を選定します。ただし、審査の結果、候補者を選定しない場合もあります。

なお、指定管理者に指定するまでの間に選定された候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たな候補者を選定することがあります。

(4) 選定委員会の審査

選定委員会の審査は、次のとおり行います。

ア 得点の考え方と決定方法

選定委員会の委員は、次の得点の考え方に基づき、各評価項目（要求要件）について点数を付けます。

【5点満点の項目の場合】

得点の考え方	5点満点
特に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点
未記入、要求要件を満たしていない	0点

※各評価項目の配点は5点の倍数とし、得点については上記に準じる。

イ 評価項目（要求要件）と配点

評価項目（要求要件）	配点
1 施設設置の目的を達成するための方策 ◆施設設置の目的を達成するための基本的考え方 ◆集客目標数、またその目標に対する具体的な取り組み ◆年間の企画及び事業計画	20 点
2 利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用の確保のための方策	
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆効果的・効率的な管理運営のための方策 ◆サービスの向上と利用促進のための方策 ◆利用者ニーズの把握とその反映の方策 ◆情報発信の方策	
4 施設の管理を安定して行うための方策 ◆類似施設の運営実績、その他事業実績等 ◆組織体制、従業員配置（一部業務を外部委託する場合はその内容含む） ◆従業員の研修計画 ◆現在、施設に従事している従業員の雇用に関する考え方 ◆個人情報の保護に関する措置 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止と対応の方策 ◆事業計画の妥当性・実現性	20 点
5 各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画 ◆保安警備計画 ◆管理運営の移行計画	
6 安全管理のための方策 ◆業務に関する安全確保の方策 ◆災害等への対策	
7 地域との連携及び協働の方策 ◆地産地消や地域からの原材料調達の方策 ◆他施設との連携及び地域活性化の取り組み ◆「みまたの市場」運営に係る基本的考え方	10 点
8 収支計画の妥当性及び納付金 ◆収支計画の妥当性 ◆納付金の提案	15 点
合 計	
	100 点

2 面接審査

平成 30 年 12 月 21 日（金）に面接審査を予定しています。日程及び場所等が決まり次第、電子メールで通知します。郵送又は FAX を希望される場合は、金城支所産業建設課までご連絡ください。

- (1) 面接には、申請者（共同事業体で申請した場合は代表構成団体）の代表者又は代理人を含む 3 名以内で出席をお願いします。
- (2) 代表者が欠席する場合は、代理人への委任状（様式第 10 号）をご持参ください。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者全員に書面で通知します。

また、選定した指定管理者の候補者については、市ホームページで公表します。

4 仮協定の締結

市が選定した指定管理者の候補者と協議を行い、平成 31 年 1 月下旬を目途に仮協定を締結します。

5 指定管理者の指定

平成 31 年 3 月議会の議決を経て、仮協定を締結した候補者を指定管理者として指定し、その旨を書面で通知します。

仮協定書は、指定管理者の指定に伴い、そのまま本協定書として取り扱います。

6 指定の取り消し

仮協定を締結した指定管理者が本協定の締結までに次の事項に該当するときは、その決定を取り消し、本協定を締結しないことがあります。

- (1) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。

7 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、指定期間開始までの間は（必要に応じて指定期間開始後においても）、市との業務引継ぎを受けることになります。

8 その他

- (1) 選定委員会委員及び市関係職員に対し、本件公募について不正行為等の事実が認められた場合には失格となることがあります。
- (2) 浜田市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合、候補者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。
- (3) 指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指

定を取り消し、もしくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

第11 指定までのスケジュール

平成30年10月22日（月）～11月22日（木）	募集要項配布期間
平成30年11月14日（水）	現地説明会参加申込書提出期限
平成30年11月14日（水）	申請関係質問書提出期限
平成30年11月22日（木）	申請関係書類提出期限
平成30年12月21日（金）（予定）	指定管理者選定委員会による面接審査
平成30年12月下旬	指定管理者の候補者選定結果通知
平成30年12月下旬～	指定管理者の候補者との協議
平成30年12月～平成31年3月（予定）	宿泊施設等の改修工事
平成31年1月下旬	指定管理者の候補者と仮協定の締結
平成31年3月中旬	浜田市議会による指定議決
平成31年3月下旬	指定通知
指定日～平成31年6月	業務引継
平成31年7月1日	管理運営開始

第12 添付資料

- 1 浜田市美又温泉国民保養センター指定管理業務仕様書
- 2 浜田市美又温泉国民保養センター指定管理者指定申請様式集
- 3 浜田市美又温泉国民保養センター条例及び同条例施行規則

※添付資料及び各様式は、浜田市ホームページの指定管理者のサイトからダウンロードできます。募集要項及び添付資料について、修正等があった場合は、正誤表を浜田市ホームページに掲載します。申請関係書類提出期限直前まで正誤表を掲載する可能性がありますので、ご留意願います。

第13 問い合わせ先

浜田市 金城支所 産業建設課（浜田市金城支所1階） 担当：河内・上木

〒697-0121 浜田市金城町下来原171番地

T E L 0855-42-1233

F A X 0855-42-0990

メール k-sangyou@city.hamada.lg.jp

浜田市美又温泉国民保養センター 位置図

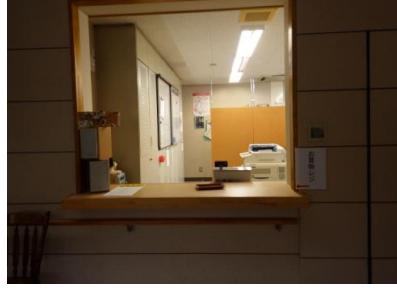
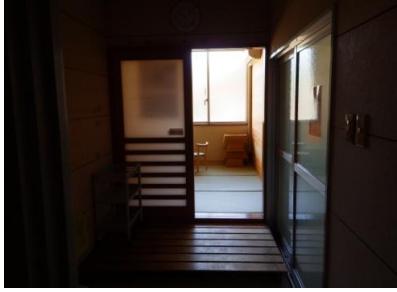


浜田市美又温泉国民保養センター 参考画像

別紙2

外観・1階

1階

場所	写真	場所	写真
外観		受付周辺	
外観		受付周辺	
外観（宿泊棟）		ロビー（改修予定）（売店）	
外観（玄関と浴室棟）		1階家族風呂（家の湯）	
受付周辺		1階家族風呂（家の湯）	
受付周辺		1階家族風呂（家の湯）	

場所	写真	場所	写真
男子トイレ		女子トイレ	
男子トイレ		女子トイレ	
男子トイレ		奥更衣室	
男子トイレ		奥機械室	
女子トイレ		受付前倉庫	
女子トイレ		受付前倉庫	

1階

1階

場所	写真	場所	写真
受付前倉庫		1階 (家那の湯)	
ポンプ室前		1階 (家賀の湯)	
ポンプ室		1階 (家賀の湯)	
1階 (家那の湯)		（家賀の湯）	
1階 (家那の湯)		身障者用トイレ	
1階 (家那の湯)		機械室用	

1階

場所	写真	場所	写真
機械室用			
機械室用			
機械室用			

場所	写真	場所	写真
食堂		厨房	
食堂		厨房	
食堂		厨房	
食堂		厨房	
食堂		厨房	
食堂		食堂	

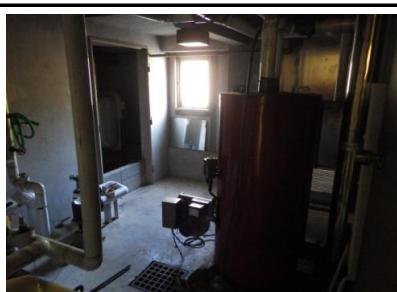
1階

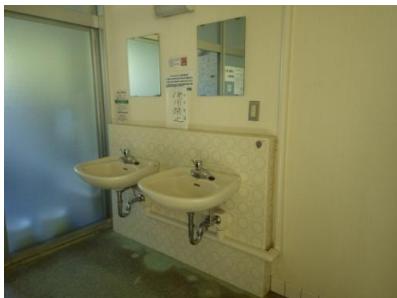
1階

場所	写真	場所	写真
食堂		無料休憩室	
食堂		無料休憩室	
食堂		無料休憩室	
		無料休憩室	

1階

1階

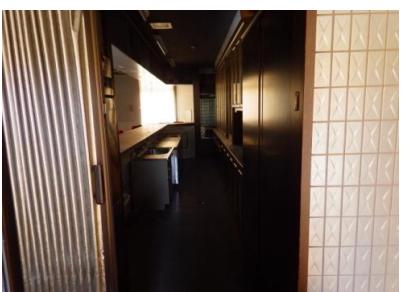
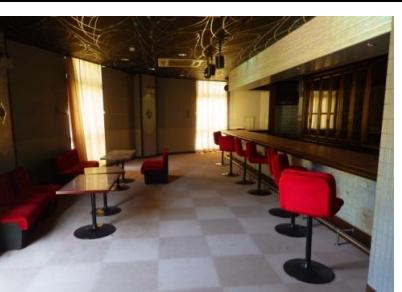
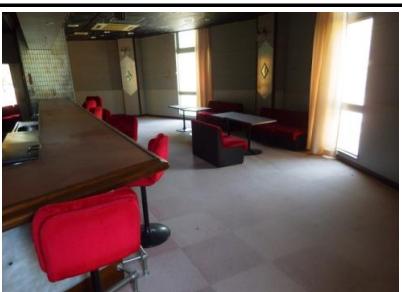
場所	写真	場所	写真
		改修予定 女子トイレ	
			
会議室			
倉庫1			
(機械室1奥)			
男子トイレ			

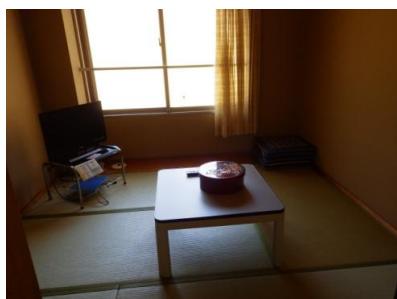
場所	写真	場所	写真
男湯（使用不可）		女湯（使用不可）	
男湯（使用不可）		女湯（使用不可）	
男湯（使用不可）		女湯（使用不可）	
男湯（使用不可）		女湯（使用不可）	
男湯（使用不可）		女湯（使用不可）	

1階

1階

場所	写真	場所	写真
宿泊室B 改修予定 (しんがい)		倉庫2	
宿泊室B 改修予定 (しんがい)		倉庫2	
宿泊室B 改修予定 (しんがい)		倉庫2	
宿泊室B 改修予定 (しんがい)			
宿泊室B 改修予定 (しんがい)			

場所	写真	場所	写真
(無料休憩室) （かわせみ）		(使用していない) （軽食喫茶室）	
(無料休憩室) （かわせみ）		(使用していない) （軽食喫茶室）	
(無料休憩室) （かわせみ）		(使用していない) （軽食喫茶室）	
(無料休憩室) （かわせみ）		(使用していない) （軽食喫茶室）	
		(使用していない) （軽食喫茶室）	

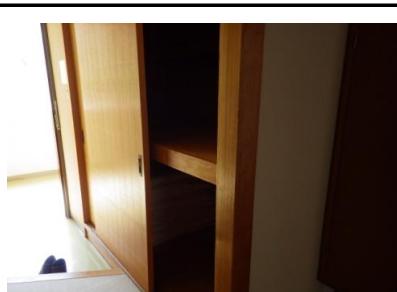
場所	写真	場所	写真
宿泊室C（弥生） 改修予定		宿泊室C（睦月） 改修予定	
宿泊室C（弥生） 改修予定		宿泊室C（松風の間） 改修予定	
宿泊室C（如月） 改修予定		宿泊室C（松風の間） 改修予定	
宿泊室C（如月） 改修予定			
宿泊室C（如月） 改修予定			
宿泊室C（睦月） 改修予定			

2階

場所	写真	場所	写真
宿泊室C 改修予定 (若竹の間)			
宿泊室C 改修予定 (若竹の間)			
宿泊室C 改修予定 (紅梅の間)			
宿泊室C 改修予定 (紅梅の間)			
宿泊室C 改修予定 (白鷺の間)			
宿泊室C 改修予定 (白鷺の間)			

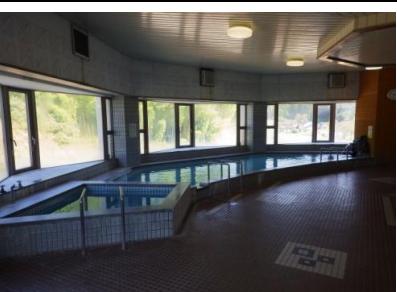
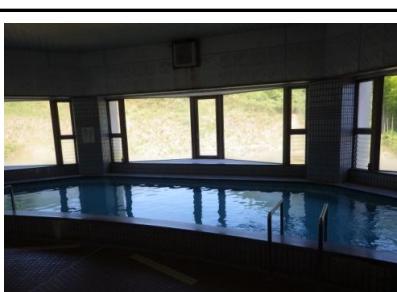
場所	写真	場所	写真
鳳凰の間		女子トイレ	
鳳凰の間		ホール	
鳳凰の間		男子トイレ	
飛鳥の間		男子トイレ	
飛鳥の間		華麗の間	
女子トイレ		華麗の間	

場所	写真	場所	写真
華麗の間		華麗の間前倉庫	
華麗の間			
談話室			
改修予定 談話室前給湯室			
改修予定 談話室前倉庫			
華麗の間前倉庫			

場所	写真	場所	写真
2階 改修 予定 (はぎ)		2階 改修 予定 (のうみ)	
2階 改修 予定 (はぎ)		2階 改修 予定 (のうみ)	
2階 改修 予定 (はぎ)		2階 改修 予定 (のうみ)	
2階 改修 予定 (はぎ)		2階 改修 予定 (のうみ)	
2階 改修 予定 (はぎ)		2階 改修 予定 (のうみ)	
2階 改修 予定 (はぎ)			

2階

場所	写真	場所	写真
2階 改修予定			

場所	写真	場所	写真
男湯		男湯	
男湯		男湯	
男湯		男湯	
男湯		男湯	
男湯			
男湯			

場所	写真	場所	写真
3階 改修予定 (さつき)		3階 改修予定 (さくら)	
3階 改修予定 (さつき)		3階 改修予定 (さくら)	
3階 改修予定 (さつき)		3階 改修予定 (さくら)	
3階 改修予定 (さつき)		3階 改修予定 (さくら)	
3階 改修予定 (さつき)		3階 改修予定 (さくら)	

場所	写真	場所	写真
3階 改修予定 (こぶし)		3階 改修予定 (つばき)	
3階 改修予定 (こぶし)			

場所	写真	場所	写真
女湯		女湯	
女湯			
女湯			

1階外 ボイラー室

場所	写真	場所	写真
外機械室			
外機械室			
外機械室			
外機械室			
外機械室			

浜田市美又国民保養センター 改修工事概要

- 1 宿泊棟 1 階女子トイレ
(和式便所 2ヶ所→洋式便所 2ヶ所)
- 2 宿泊棟各階廊下
(クロス張替 316 m²、1階廊下天井クロス張替 68 m²)
- 3 宿泊棟階段室
(壁クロス張替 148 m²、階段ササラ塗装 13.2m、手摺木部塗装 16.5m、手摺鉄塗装 14m、窓フィルム貼り 2m、アルミ建具善板取替 3ヶ所)
- 4 宿泊棟 1 階倉庫
(既設両開戸撤去、間仕切壁設置、自動販売機用電源設置)
- 5 宿泊棟客室照明、電話点検
- 6 宿泊棟非常灯全数取替
- 7 宿泊棟自動火災通報装置設置
- 8 宿泊棟 1 階宿泊室B (しんがい)
(縁側床張替、前室壁天井クロス張替、縁側壁クロス張替、客室畳→カーペット貼り、床の間床面張替、客室壁クロス張替、内部建具取替、カーテン取替、照明取替、出入口ドア仕上張替、ルームエアコン設置)
- 9 宿泊棟 2 階宿泊室A (ほうげつ)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去)
- 10 宿泊棟 2 階宿泊室A (のうみ)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去)
- 11 宿泊棟 2 階宿泊室A (はぎ)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去、ルームエアコン設置)
- 12 宿泊棟 3 階宿泊室A (つばき)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去、ルームエアコン設置)
- 13 宿泊棟 3 階宿泊室A (さくら)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去、ルームエアコン設置)

- 14 宿泊棟 3 階宿泊室 A (さつき)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去、ルームエアコン設置)
- 15 宿泊棟 3 階宿泊室 A (こぶし)
(前室床→タイルカーペット、前室天井壁クロス張替、トイレ便器取替+洗浄便座、トイレ天井壁クロス張替、トイレ建具取替、洗面台壁タイル貼り、内部建具取替、床の間床張替、畳表替え、出入口ドア仕上張替、カーテン及びレール撤去、ルームエアコン設置)
- 16 2 階給湯室及び倉庫 ※簡易自炊施設に改修
(間仕切撤去、壁塗装、天井張替、一部床張替、流し台移設、食器棚移設、瞬間湯沸器取替、照明取替、電源工事)
- 17 2 階ホール
(壁一部張替 18 m²、エアコン吹出口塞ぎ、窓目隠しフィルム貼り)
- 18 2 階宿泊室 C (白鷺の間)
(戸ふすま新設)
- 19 2 階宿泊室 C (若竹の間)
(ふすま新設、カーテンレール、レースカーテン設置)
- 20 2 階宿泊室 C (松風の間)
(戸ふすま新設、カーテンレール、レースカーテン設置)
- 21 2 階宿泊室 C (紅梅の間)
(戸ふすま新設、カーテンレール、レースカーテン設置、ガラス修繕)
- 22 2 階宿泊室 C (睦月)
(戸ふすま新設)
- 23 2 階宿泊室 C (如月)
(戸ふすま新設)
- 24 2 階宿泊室 C (弥生)
(戸ふすま新設)
- 25 2 階廊下窓ブラインド設置
- 26 1 階売店
(既設棚撤去、冷蔵庫、自販機移設、新規陳列棚設置、電源工事、照明設置)
- 27 宿泊棟連絡通路屋根柱撤去 17.9m

浜田市美又温泉国民保養センター 収支概要書

(単位:円)

収入項目	室料収入	16,200,000
	飲食収入	14,700,000
	入浴収入	19,500,000
	家族風呂収入	2,600,000
	有料休憩収入	400,000
	物販(手数料)収入 (うち「みまたの市場」分)	2,600,000 (810,000)
	その他収入	1,200,000
収入合計(A)		57,200,000
支出項目	人件費	22,600,000
	売上原価	8,100,000
	諸経費	1,700,000
	販売手数料	1,700,000
	公課費 入湯税	500,000
	公課費 消費税	2,860,000
	光熱水費	8,600,000
	燃料費	3,300,000
	使用料	700,000
	委託料	3,000,000
	修繕費	1,300,000
	需用費	1,000,000
	手数料	300,000
	情報通信料	300,000
支出合計(B)		55,960,000
収支(A-B)		1,240,000

※売上原価には、食材、アメニティ類、布団リース、クリーニング代、各種仕入れを合算しています。

※諸経費には、販売促進費、旅館組合費、保険料その他が含まれています。

※消費税等は10%で試算しています。